

西東京市と契約を締結する際の施工体制について（依頼）

このたび本市が発注する工事請負契約案件について、貴社が西東京市と契約を締結することとなつた場合、下記のこと留意していただきますよう、お願ひいたします。

このことは、重層的な元請負人と下請負人との契約関係をより明確にし、適正な施工体制を確保していくことにより、工事に従事する労働者の適切な労働条件の確保を図り、ひいては市内建設産業の健全な育成を図るため、依頼するものです。

また、貴社がこの契約について下請契約を締結することとなつた際には、下請負人に本書の趣旨を伝達されるよう、お願ひいたします。

なお、本書で使用する用語については、次のとおりとします。

- ①「公契約」とは、西東京市が発注し、締結し、対価を支払う契約で、総務部契約課で締結する工事請負契約とします。
- ②「元請負人」とは、貴社及び公契約の施工に関する下請契約で発注者となる業者で、施工中の方とします。
- ③「下請負人」とは、上記②の元請負人と下請契約を締結した業者で、施工中の方とします。

記

1 下請負人の選定・市内業者の優先

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、下請負人の施工能力、経営管理能力、雇用管理能力、労働安全衛生管理能力等を勘案し、適切な施工を行うことができる者を選定し、市内業者を優先的に活用するよう努めてください。また、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法に定める届出の義務を負う下請負人を選定する場合にあっては、これらの義務を履行しているものを選定するよう努めてください。

2 一括下請負の禁止

公契約の全部若しくは主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び本市の契約約款により禁止されています。2次下請等の重層的な下請関係についても法令を遵守するよう、お願ひいたします。

3 技術者の適正配置

公契約の施工に当たり、下請契約の総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）以上になるときは、建設業法により監理技術者を置くことが必要です。主任技術者では施工できませんので、留意してください。

4 保険への加入（福祉の充実）

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者は、公契約について労災保険に必ず加入し、これを証明する書類を市監督員に提出してください。

また、元請負人及び下請負人は、労働者の福祉向上を図るため、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付してください。

さらに、任意の労働者災害補償保険に加入する等、法定外補償制度を積極的に活用してください。

5 建設業退職金共済制度への加入

労働者の退職金制度を確立するため、建設業退職金共済制度に加入するよう努めてください。

また、元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者が加入したときは、官公庁提出用の掛金収納書を市監督員に提出してください。

6 公契約の賃金算定

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、労働者の健全な生活の営み及び下請負人の健全な経営が確保されるよう、適正な賃金及び必要諸経費の算定を行うよう努めてください。市の積算は、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価により行っているため、この点に十分留意し、適正な賃金及び必要諸経費が支払われるよう努めてください。

7 下請契約の契約書

公契約の施工に当たり下請契約を締結するときは、下請負人と締結する下請契約書に工事内容、工期、請負代金額等、建設業法第19条第1項に規定する事項を書面に明記し、着工前に署名又は記名押印の上、元請負人と下請負人とが相互に交付してください。

特に、工期変更や設計変更に伴う契約変更が生じた場合に協議を円滑に行うことができるよう、建設業法第19条第1項第5号に規定する工期変更、設計変更に伴う請負代金額の変更に関する定めについて、できる限り具体的に記載するよう努めてください。

8 下請契約の変更

下請契約書に記載した事項に変更が生じたときは、その変更の内容を書面に記載し、元請負人と下請負人とが相互に交付してください。変更の内容が請負代金額に係るものであるときは、本書の6に記載した適正な算定によるものとするよう努めてください。

9 工事内訳書の提出

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者は、本市の契約約款に基づき、締結後7日以内に工事内訳書を市監督員に提出してください。

10 下請契約の施工体制

元請負人のうち市から直接的に公契約を請け負った業者が、施工に当たり下請契約を締結したときは、その下請金額にかかわらず、建設業法及び公共工事の入札及び適正化の促進に関する法律に基づき施工体制台帳の写しを市監督員に提出し、また、施工体系図を現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、適正な施工管理に努めるようお願いいたします。

なお、本市の契約約款に基づき、下請契約の状況について工事下請負人使用状況届も市監督員に提出してください。

11 下請負人への支払い

公契約について前払金を受領し、施工に当たり下請契約を締結したときは、下請契約の施工に必要とする前払金相当額を現金で下請負人に前金払いするよう努めてください。

また、工事完成時の下請負人への支払いは、速やかに行うよう努めてください。

12 指名の制限等

公契約の施工に当たり締結した下請契約の関係が不適切であると判明し、是正を求めたにも関わらず改善されないときは、工事成績評定に影響します。

また、このことを西東京市指名業者選定委員会に報告し、競争入札の指名を制限することがあります。

13 建設キャリアアップシステムへの登録及びカードリーダー設置

技能者の処遇改善や技能研さんを図るため、建設キャリアアップシステムへの登録及びカードリーダーの設置に努めてください。

問い合わせ先

工事の監督に関すること：西東京市工事担当課（工事の案件により異なります。）

公契約の制度に関すること：西東京市総務部契約課（西東京市役所田無庁舎）

西東京市代表電話042-464-1311（契約課内線1281、1282）